

委員会提出議案第 5 号

被災児童生徒就学支援等事業の継続及び被災児童生徒の十分な就学支援
を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定に
より提出します。

令和 8 年 6 月 29 日提出

南相馬市議会議長 鈴木 昌 一 様

提出者 文教福祉常任委員長
田中 一正

被災児童生徒就学支援等事業の継続及び被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書 (案)

東日本大震災から 15 年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。「被災児童生徒就学支援等事業」(東日本大震災)は、令和 8 年度から対象が福島県において被災した者だけが対象と変更されましたが、3 億円が予算化されています。(前年度より 2 億円減)

この事業を通して、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援(スクールバス運行による通学手段の確保にかかる経費を含む)、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

令和 7 年 6 月 20 日、「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更が閣議決定されました。その中で令和 8 年度からの 5 年間で新たな復興期間として「第 3 期復興・創生期間」と位置付け、令和 8 年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められています。子どもの就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等復興の進捗に応じた支援を継続する」としています。

「被災児童生徒就学支援等事業」での「原子力災害被災地域」は小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校、各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等についても継続となりました。今日においても、福島県では、令和 8 年 3 月 3 日時点で約二万六千人が県内外で避難生活を送っています(復興庁公表)。経済的な支援を必要とする子どもたちはいまだ多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。地方から「必要である」との声を中央に届けることが求められます。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。予算措置が単年度で事業終了となれば、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。令和 9 年度においても本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援を実施できるようにする必要があります。

このような理由から、下記の事項の実現を求めます。

記

1. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和 9 年度においても、全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和8年6月 日

南相馬市議会議長 鈴木 昌一

復興大臣 様
総務大臣 様
文部科学大臣 様
財務大臣 様